

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市富田東地区コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

富田東地区コミュニティ推進協議会

所在地 周南市古泉三丁目12番20号

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(参 考)

富田東地区コミュニティ推進協議会の概要

1 設立の経緯

富田東地区コミュニティ推進協議会は、富田東地区コミュニティセンターの管理運営及び富田東小学校区におけるコミュニティの醸成を図る目的で、平成6年4月に設立された。

富田東地区コミュニティセンターが設置された平成6年4月から管理運営業務を旧新南陽市から受託し、平成18年4月から現在までの11年間は、指定管理者として同業務を受託している。

2 設立年月日 平成6年4月1日

3 所在地 周南市古泉三丁目12番20号

4 事業内容

- (1) 富田東地区コミュニティセンターの管理運営
- (2) 富田東小学校区におけるコミュニティの醸成
- (3) その他の必要な事業

5 組織等 (平成28年12月28日現在)

- (1) 構成 富田東小学校区内の住民によって組織する団体を代表する者及び協議会が必要と認める者
- (2) 役員 名誉顧問1人、会長1人、副会長2人、事務局長1人、監査2人